

○電波法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令新旧対照表

（下線部は変更箇所を示す。）

改正案	現 行
<p>第 1 章 （略）</p> <p>第 2 章 免許を要する無線局の一般的審査 （無線局の免許及び再免許並びに予備免許）</p> <p>第 3 条 法第 6 条第 1 項又は第 2 項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局又は放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第 9 条又は放送局根本基準第 10 条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前 3 箇月以上 6 箇月を超えない期間に申請を行った者に限り、放送をする無線局については、同条に基づき優先する放送をする無線局を審査する際、再免許に係る放送の継続の確保に配慮する。</p> <p>(1)～(12) （略）</p> <p><u>(13) 法第 6 条第 7 項第 3 号に定める電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局の免許又は再免許の申請について、法第 6 条第 7 項の規定により公示する申請期間内又は再免許に係る本条本文ただし書きに規定する申請期間内に提出された申請は、前後なく受け付けたものとして同等に扱い、「電気通信業務用無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合」に該当する場合には、別添 5 の基準により比較審査を行う。</u></p> <p><u>(14) 法第 6 条第 7 項に定める放送をする無線局（地上系によるものであって、施行規則第 6 条の 4 各号に規定するものを除く。）の免許又は再免許の申請について、本条本文ただし書きに規定する「放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合」に該当する場合には、放送局根本基準第 10 条の規定に基づき別添 6 の比較審査基準により比較審査を行う。</u></p> <p><u>(15) 自営通信の分野において異免許人間通信又は異名義人間の有・無線接続通信を行う場合の基準は別添 7 のとおりとする。</u></p> <p>第 3 章～第 1 2 章 （略）</p> <p>第 1 3 章 伝搬障害の判定</p> <p>第 4 4 条 （略） （伝搬障害の判定の基準）</p> <p>第 4 5 条 重要無線通信障害原因となるかどうかの判定（以下「伝搬障害の判定」という。）の基準は、<u>別添 8</u> のとおりとする。</p> <p>第 1 4 章 （略）</p>	<p>第 1 章 （略）</p> <p>第 2 章 免許を要する無線局の一般的審査 （無線局の免許及び再免許並びに予備免許）</p> <p>第 3 条 法第 6 条第 1 項又は第 2 項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局又は放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第 9 条又は放送局根本基準第 10 条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前 3 箇月以上 6 箇月を超えない期間に申請を行った者に限り、放送をする無線局については、同条に基づき優先する放送をする無線局を審査する際、再免許に係る放送の継続の確保に配慮する。</p> <p>(1)～(12) （略）</p> <p><u>(13) 法第 6 条第 7 項に定める放送をする無線局（地上系によるものであって、施行規則第 6 条の 4 各号に規定するものを除く。）の免許又は再免許の申請について、本条本文ただし書きに規定する「放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合」に該当する場合には、放送局根本基準第 10 条の規定に基づき別添 5 の比較審査基準により比較審査を行う。</u></p> <p><u>(14) 自営通信の分野において異免許人間通信又は異名義人間の有・無線接続通信を行う場合の基準は別添 6 のとおりとする。</u></p> <p>第 3 章～第 1 2 章 （略）</p> <p>第 1 3 章 伝搬障害の判定</p> <p>第 4 4 条 （略） （伝搬障害の判定の基準）</p> <p>第 4 5 条 重要無線通信障害原因となるかどうかの判定（以下「伝搬障害の判定」という。）の基準は、<u>別添 7</u> のとおりとする。</p> <p>第 1 4 章 （略）</p>

附則 (略)

別添 1～4 (略)

別添 5 (第 3 条関係)

電気通信業務用人工衛星局に係る比較審査基準

比較審査に当たっては、次に掲げる事項への適合の度合いを評価し、最も電波の公平かつ能率的な利用が確保され、もって公共の福祉の増進に寄与するものを優先する。

1 無線局開設の必要性 (根本基準第 3 条第 1 号、第 4 号及び第 6 号関係)

(1) 提供可能なサービスごとに、より合理的かつ具体的な需要予測を有しており、需要予測に照らして、より適切に当該サービスを提供する計画を有していること。

(2) 提供するサービスの目的を達成するために、衛星通信を使用する必要性がより高いこと。

(3) 使用可能な周波数帯域に対する本邦外の場所相互間の通信に使用する周波数帯域の割合がより低いこと。

2 計画の適切性及び計画実施の確実性 (根本基準第 3 条第 2 号関係)

(1) より早期かつ長期間にわたりサービスを提供するための合理的かつ具体的な人工衛星局等を配置する計画を有していること。

(2) 無線設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力がより充実していること。

(3) 人工衛星局等の運用による電気通信事業を確実に開始し、継続的に運営するために必要な財務的基礎がより充実していること。

(4) 無線設備の保守及び管理並びに障害時の対応体制がより充実していること。

(5) 電波法、電気通信事業法その他の関係法令を遵守するとともに利用者の利益を確保して適切な方法により業務を行う体制がより充実していること。

3 他の無線局への干渉回避等の適切性 (根本基準第 3 条第 3 号関係)

既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する干渉の回避・低減に係る対策がより充実していること。

4 電気通信事業の健全な発達等への寄与 (根本基準第 3 条第 8 号関係)

電波の一層の有効利用についてより配慮されていること等電気通信事業の健全な発達により寄与すること。

別添 6～8 (略)

別表 1～3 (略)

別紙 1 (略)

別紙 2

第 1 (略)

第 2 陸上関係

1 (略)

附則 (略)

別添 1～4 (略)

別添 5～7 (略)

別表 1～3 (略)

別紙 1 (略)

別紙 2

第 1 (略)

第 2 陸上関係

1 (略)

2 公共業務用無線局

(1) 防災行政用

防災行政用無線局の審査は次の基準により行う。

ア～ウ (略)

エ 回線構成等

(ア) (略)

(イ) 市町村等の場合

A (略)

B 移動系

(A) 市町村デジタル移動通信系

a 回線構成

(a)・(b) (略)

(c) 非常時における通信体制の確保など特に必要がある場合は、都道府県デジタル総合通信系又は隣接市町村等と周波数を共用するものであること。この場合における都道府県又は隣接市町村等との異免許人間通信は、別添7を満足するものであること。

b～d (略)

(B)～(D) (略)

オ～ス (略)

別表(1)―1～(1)―4 (略)

3・4 (略)

第3・第4 (略)

第5 放送関係

1 放送事業用

(1)～(4) (略)

(5) 移動業務の局(デジタル変調方式及び実数零点単側波帯変調方式(以下「RZ—SSB 変調方式」という。))のものを除く。)

審査は、次の基準並びに別紙1第3の1、2及び3(1)から(4)までの基準により行う。ただし、特定ラジオマイクの陸上移動局については、次のア、イ及び別紙2第2の3(5)の基準により行う。

ア～ス (略)

セ 異免許人間通信

異免許人間通信の取扱いについては、別添7の基準によるものとする。なお、この場合において、通信の相手方については、運用協定を締結した異免許人所属の受信設備のように記載されているものを含むものとする。

ソ (略)

別紙(5) (略)

(6) 移動業務の局(RZ—SSB 変調方式のものに限る。)

2 公共業務用無線局

(1) 防災行政用

防災行政用無線局の審査は次の基準により行う。

ア～ウ (略)

エ 回線構成等

(ア) (略)

(イ) 市町村等の場合

A (略)

B 移動系

(A) 市町村デジタル移動通信系

a 回線構成

(a)・(b) (略)

(c) 非常時における通信体制の確保など特に必要がある場合は、都道府県デジタル総合通信系又は隣接市町村等と周波数を共用するものであること。この場合における都道府県又は隣接市町村等との異免許人間通信は、別添5を満足するものであること。

b～d (略)

(B)～(D) (略)

オ～ス (略)

別表(1)―1～(1)―4 (略)

3・4 (略)

第3・第4 (略)

第5 放送関係

1 放送事業用

(1)～(4) (略)

(5) 移動業務の局(デジタル変調方式及び実数零点単側波帯変調方式(以下「RZ—SSB 変調方式」という。))のものを除く。)

審査は、次の基準並びに別紙1第3の1、2及び3(1)から(4)までの基準により行う。ただし、特定ラジオマイクの陸上移動局については、次のア、イ及び別紙2第2の3(5)の基準により行う。

ア～ス (略)

セ 異免許人間通信

異免許人間通信の取扱いについては、別添6の基準によるものとする。なお、この場合において、通信の相手方については、運用協定を締結した異免許人所属の受信設備のように記載されているものを含むものとする。

ソ (略)

別紙(5) (略)

(6) 移動業務の局(RZ—SSB 変調方式のものに限る。)

審査は次の基準によるほか、別紙第3の1、2の基準により行う。

ア～オ (略)

カ 異免許人間通信

異免許人間通信の取扱いについては、[別添7](#)の基準によるものとする。

なお、この場合、通信の相手方については運用協定を締結した異免許人所属の無線局のように記載されているものを含む。

- (7) 800MHz帯(770MHzを超え806MHz以下)、6GHz帯(5,850MHzを超え5,925MHz以下)、6.4GHz帯(6,425MHzを超え6,570MHz以下)、7GHz帯(6,870MHzを超え7,125MHz以下)、10GHz帯(10.25GHzを超え10.45GHz以下)、10.5GHz帯(10.55GHzを超え10.68GHz以下)、13GHz帯(12.95GHzを超え13.25GHz以下)、42GHz帯(41GHzを超え42GHz以下)及び55GHz帯(54.27GHzを超え55.27GHz以下)の周波数の電波を使用する番組素材の中継を行う移動業務の無線局(デジタル変調方式のものに限る。)

ア～キ (略)

ク 異免許人間通信

異免許人間通信の取扱いについては、[別添7](#)の基準によるものとする。

なお、この場合において、通信の相手方については運用協定を締結した異免許人所属の受信設備のように記載されているものを含むものとする。

また、航空機に搭載され、主として飛行中に運用される携帯局において異免許人間通信を行おうとする場合は、申請者が希望する範囲内であつ、必要と認められる異免許人間通信に必要な周波数の数を指定できるものとし、エ(ア)B(b)の規定は適用しない。ただし、この場合において、追加された周波数については「この周波数の使用は、運用協定を締結した異免許人の放送対象地域及びその上空に限る。」等の付款を付すものとする。

ケ (略)

別紙(7)―1・別紙(7)―2 (略)

(8)・(9) (略)

2～9 (略)

審査は次の基準によるほか、別紙第3の1、2の基準により行う。

ア～オ (略)

カ 異免許人間通信

異免許人間通信の取扱いについては、[別添6](#)の基準によるものとする。

なお、この場合、通信の相手方については運用協定を締結した異免許人所属の無線局のように記載されているものを含む。

- (7) 800MHz帯(770MHzを超え806MHz以下)、6GHz帯(5,850MHzを超え5,925MHz以下)、6.4GHz帯(6,425MHzを超え6,570MHz以下)、7GHz帯(6,870MHzを超え7,125MHz以下)、10GHz帯(10.25GHzを超え10.45GHz以下)、10.5GHz帯(10.55GHzを超え10.68GHz以下)、13GHz帯(12.95GHzを超え13.25GHz以下)、42GHz帯(41GHzを超え42GHz以下)及び55GHz帯(54.27GHzを超え55.27GHz以下)の周波数の電波を使用する番組素材の中継を行う移動業務の無線局(デジタル変調方式のものに限る。)

ア～キ (略)

ク 異免許人間通信

異免許人間通信の取扱いについては、[別添6](#)の基準によるものとする。

なお、この場合において、通信の相手方については運用協定を締結した異免許人所属の受信設備のように記載されているものを含むものとする。

また、航空機に搭載され、主として飛行中に運用される携帯局において異免許人間通信を行おうとする場合は、申請者が希望する範囲内であつ、必要と認められる異免許人間通信に必要な周波数の数を指定できるものとし、エ(ア)B(b)の規定は適用しない。ただし、この場合において、追加された周波数については「この周波数の使用は、運用協定を締結した異免許人の放送対象地域及びその上空に限る。」等の付款を付すものとする。

ケ (略)

別紙(7)―1・別紙(7)―2 (略)

(8)・(9) (略)

2～9 (略)